

西東京市緑化審議会の運営について

1 西東京市みどりの保護と育成に関する条例

(平成13年1月21日条例第128号) (一部抜粋)

(審議会の設置)

第17条 市長の諮問に応じ、みどりの保護と育成に関する重要事項を調査、審議するため、西東京市緑化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第18条 審議会は、委員15名をもって組織し、市長がこれを委嘱する。

2 委員の任期は2年とし再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第19条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会議の議長となる。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(報告等)

第21条 市長は、この条例の目的を達成するため、みどりの保護及び育成の状態又は緑化の状況について必要と認めるときは、所有者等から必要な報告を求め又は実地に調査することができる。

2 西東京市みどりの保護と育成に関する条例施行規則

(平成13年1月21日条例第128号) (一部抜粋)

(審議会の小委員会)

第17条 審議会は、特定の事項を調査し、及び検討させるため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき審議会の委員は、審議会に諮って会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長及び副委員長を置き、小委員会の委員（以下「委員」という。）のうちから互選する。
- 4 委員長は、小委員会を掌理し、並びに小委員会が調査し、及び検討した結果を審議会に報告する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 小委員会の会議は、委員長が招集する。
- 7 小委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 8 小委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 西東京市市民参加条例施行規則（平成14年10月1日 規則第51号）（一部抜粋）

第2章 附属機関等の会議の公開

（事前公表事項）

第2条 条例第8条第2項の規定により事前に公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人数
- (5) 担当課
- (6) 連絡先

（傍聴）

第3条 附属機関等の会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し出なければならない。

2 傍聴の手続、傍聬人の守るべき事項その他の傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（会議録作成の基本方針）

第4条 条例第9条第1項の会議録は、あらかじめ当該附属機関等に諮ったうえ、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

（会議録の記載事項）

第5条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者
- (5) 議題

(6) 会議資料の名称

(7) 記録方法

(8) 会議内容

2 会議内容には、発言者名を記載するものとする。ただし、率直な意見の交換や意思決定の中立性を確保するため、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決した場合は、この限りでない。

(会議録の標準様式)

第6条 会議録は、様式第1号により作成するものとする。ただし、会議の種類に応じて、適宜変更できるものとする。

(会議資料の添付)

第7条 会議資料があるときは、これを会議録に添付するものとする。

(会議録の公開の方法)

第8条 条例第9条第2項の規定による公開は、広く市民の閲覧に供するため、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

4 西東京市緑化審議会傍聴要領

第1 楽旨

西東京市緑化審議会会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴人の定員

会議の傍聴人は、会議の会場の広さ等を勘案して西東京市緑化審議会会長（以下「会長」という。）が定める。

第3 傍聴人の決定

会議を傍聴しようとする者は、西東京市緑化審議会会傍聴届（別記様式）に住所及び氏名等を記入の上、会議会場入口に設置する受付に提出しなければならない。

2 傍聴人は、次の方法により決する。

- (1) 会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が第2で定める定員を超えないときは、先着順で決する。
- (2) 会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が第2で定める定員を超えるときは、くじ引きで決する。

第4 傍聴席に入ることのできない者

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを所持している者。
- (2) 会議の妨害となる器物等を携帯している者。
- (3) 酒気を帶びていると認められている者。
- (4) テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者。ただし、第6のただし書きの規定により、会長の許可を得た者を除く。
- (5) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者。

第5 傍聴人が守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

第6 撮影等の禁止

傍聴人は、傍聴席において写真、映画等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

第7 職員の指示

傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

第8 傍聴人の退場

傍聴人は、会議を公開しない決定があったときには、速やかに退場しなければならない。

第9 違反に対する措置

傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

第10 委任

この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

様式第1号(第3関係)

平成 年 月 日

西東京市緑化審議会傍聴届

西東京市緑化審議会傍聴要領第3第1項の規定に基づき、下記のとおり届けます。

記

住 所

氏 名

電話番号
